第１表（教）

立西砂小発第131号
令和８年　３月１日

立川市教育委員会　殿

学校名　立川市立西砂小学校
校長名　　丸山　秀武　印

令和８年度　特別支援教室の教育課程について（届）

学校教育法施行規則第１４０条の規定に基づき、特別支援教室による指導の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

１　特別支援教室の教育目標

○【思いやりのある子ども（認め合い、支え合い、協力して行動しようとする子）】の育成をめざし、特性に応じた自立活動を通して、自分を大切にするとともに、他者を大切にする心情や態度を育てる。

◎【自分の考えをもつ子ども（すすんで学び、考える力、表現する力を高めようとする子）】の育成をめざし、児童の教育的ニーズに合わせて、各教科等の内容を取り扱いながら行う自立活動の指導を行い、各教科等の学習や学校行事に主体的に参加する意欲を育む。

○【健康で明るい子ども（すぐにあきらめず前向きな気持ちで最後まで粘り強く取り組もうとする子）】の育成をめざし、児童の社会的自立を目指し、障害に基づく困難の改善・克服のために、自立活動を通して、それに必要な知識、技能、態度及び習慣を養う。

２　教育目標を達成するための基本方針

・連携型個別指導計画を作成、活用し、個々の児童の教育的ニーズに合った指導を行う。
・児童の実態に応じて、適切な指導時間、指導内容、指導形態を設定し、効果的な指導を行う。
・知能、心理、言語などの検査結果及び、臨床発達心理士等の助言を活用し、指導に生かす。
・指導目標や手だて、指導終了及び延長、見直し再入室について、特別支援コーディネーターと連携して校内委員会で検討をする。連携型個別指導計画、学習の記録、面談等を活用して、家庭と学校の間で合意形成の場を設定し、共通理解を図る。

３　指導の重点

◎自分の言いたいことを伝える力を高める自立活動の指導を通して、語彙力の向上、自分の考えや思いの表出、他者理解、状況の把握についての理解を促す。
・児童の実態に即した体験的な活動や教材の精選を行い、児童が主体的に取り組み、物事を適切にとらえる力や自己を正しく理解する力を育む。また、個々の特性に応じた学習方法について指導する。
・教師から、状況に応じた声掛けや指導を行うことで、児童が自己の特性について正しく把握し、考えることができるようにする。
・定期的な行動観察を行い、在籍学級での児童の様子について評価し、キラリでの学習を在籍学級の活動に生かすことができるようにする。

４　その他の配慮事項

・特別支援教室の指導についての理解教育を、特別支援コーディネーターや各学年担任と連携をとり実施する。
・連携型個別指導計画の作成のために、在籍学級担任及び保護者との面談を毎学期設定する。また、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を活用し、指導目標について吟味する。
・在籍学級担任、保護者による本教室の授業参観を行い、成果や課題についての共通理解を図る。
・個人面談や学習の記録を活用して、家庭と情報交換を行い、指導の成果や課題について共有する。
・該当児童の関わる医療、療育機関や教育相談等と連携を図り、情報を共有し適切な指導を行う。
・臨床発達心理士等の巡回日には、児童の行動観察だけでなく、必要に応じて学級担任との面談も設定し、専門的な視点からの助言を受けるとともに、その助言を指導・支援に生かす。
・個々の児童の課題をふまえた在籍学級での適応及び適切な指導終了について、在籍学級担任とキラリの担当教師双方の視点から考え、校内委員会を中心に共通理解を図り、連携する。